

2020年4月7日

ユアサ工機株式会社

代表取締役 湯浅博文

政府は4月7日に「国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ」があり、「全国的かつ急速な蔓延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」があるとして、ついに「**緊急事態宣言**」を宣言しました。**期間は5月6日まで**とのことです。

岡山県においても**感染経路が特定できない「市中感染」**の疑いのある患者が発生するなどなお、予断を許さない状況が続いております
当社としても引き続き「会社内にウイルスを持ち込まない」対策を徹底するため、従業員の皆様にはなお一層のご協力をお願いします

「▼」マークが今回変更・追加箇所です

1.うがい手洗いの徹底

自分の身は自分で守ることの徹底

2.出張の可否（海外・国内とも）

▼①海外出張：当面の間（**5月中**）不要不急の出張は見合わせる

▼②国内出張：（**5月6日（水）**まで）は原則「**禁止**」

どうしても必要な場合は上司判断の上社長最終決済とするが「車」での移動のみの手段とする

③コロナ終息見込みが立ち、国の方針が解除されると出張も随時増えていくものと思われます。

自粛期間中に不特定多数の人と接触する場所に行った経緯があった人を出張に行かせるわけにはいきません。会社休業日にこういったところに行かないよう徹底をお願いします。

▼3.「在宅勤務」「在宅待機」の延長

5月6日（水）までは東京支店及び大阪営業所において「**在宅勤務**」・「**在宅待機**」とし、原則「**出社禁止**」とする

これは通勤途上等での感染を予防する措置である。

4.大人数が集まる会議や行事等への参加

対面で人と人の距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り回避すること。

「会食」「飲み会」「懇親会」「セミナー」「合同会議」などの濃厚接触の恐れのある会合への出席自粛。やむを得ない場合は上長に相談の上、必ず社長承認を得ること。

▼5.外部からの来客について

外部からの不要不急の来客については**5月6日（水）**までは原則「**禁止**」とします

6.社員に感染者が出たときの対応

厚生省のガイドラインに基づき、

①風邪の症状や発熱のある場合は出社せず、休む。

感染していることが確認された場合はもちろん、普通の風邪等の診断を受けた場合でも状況は必ず会社の総務へ連絡すること。

連絡先 総務 為西 086-241-2592 携帯 080-9690-4733

②家族に熱が4日以上続いた場合も必ず会社に連絡し、事後の対応は会社の判断に従うこと。

▼③**症状が治まった場合でも必ず会社に状況連絡し、出社の可否の判断を会社に仰ぐこと。勝手に出社しないように。**

7.本通達は正社員だけでなく「嘱託」「パート」「実習生」「派遣社員」にも適用する

各所属する課長が状況把握すること

湯浅博文